

水洗化、接続に対する助成制度

(令和2年4月1日現在)

市町名	制度分類	適用区分				助成制度内容
		下水道	集排	COMフラ	浄化槽	
金沢市	② 貸付制度	●	●			・70万円(税込)まで無利子(工事費の範囲内)、48回(4年間)元金均等月賦償還
七尾市	① 融資斡旋制度(利子補給含む)	●	●	●	●	・工事費100万円まで融資斡旋し、利子全額補給(償還60ヶ月以内)
	③ 奨励金制度	●	●	●	●	・専用住宅又は店舗兼住宅で住居面積1/2以上が対象 ※供用開始後1年以内に工事完了した人で、工事費(市の査定工事費)が50万円を超える場合に、越える部分について最高30万円の補助金を交付する ※合併浄化槽設置済者で供用開始後3年以内に工事完了した人に一律30万円を補助
小松市	② 貸付制度	●				・一般用:100万円まで無利子(貸付額により変動、最大96回償還) ・事業者、アパート等:500万まで無利子(60回償還)
			●	●		・一般用:100万円まで無利子(貸付額により変動、最大96回償還)
					●	・一般用:100万円まで無利子(貸付額により変動、最大96回償還)
	③ 奨励金制度	●				・下水道接続促進補助金(いずれも、新增改築は除く) ・合併浄化槽設置者で供用開始から1年以内に工事完了した人に20万円を補助 専用住宅又は併用住宅で住居面積1/2以上が対象
⑥ その他助成制度	●				合併浄化槽設置補助制度 ・対象地区で単独浄化槽又は汲取りから合併浄化槽に切り替える場合 単独浄化槽、汲取り便槽撤去に対し 上限9万円 合併浄化槽設置費用の6割(浄化槽の種類により限度額あり) 宅内配管工事に対し、上限30万円(単独浄化槽からの知り替えのみ対象)	
輪島市	① 融資斡旋制度(利子補給含む)	●	●			・融資額100万円までに対し、利子5%まで全額補給(償還60ヶ月以内)
	③ 奨励金制度	●	●			・前年度市民税課税標準額が500万円未満の世帯に最大6万円まで助成
	④ 特別補助金制度	●	●			・生活保護世帯に100万円まで助成
	⑤ 追加助成制度	●	●			・前年度市民税課税標準額が130万円未満の世帯に最大10万円まで助成
		●	●		●	・汲取便槽、浄化槽撤去等に要する費用について最大10万円まで助成 ・腰掛式トイレへの改造費用について最大10万円まで助成
珠洲市	③ 奨励金制度	●				・自己資金の人を対象に10万円以内を助成(供用開始後3年以内) ・自己資金の人を対象に3万円以内を助成(供用開始後3年経過後)
					●	・自己資金の人を対象に10万円以内を助成(浄化槽整備推進事業により設置した浄化槽かつ設置後1年以内)
④ 特別補助金制度	●				・生活保護世帯に50万円以内を助成	
加賀市	① 融資斡旋制度(利子補給含む)	●	●			・一般用 200万円まで(新築、増改築は除く 供用開始後3年以内) ・事業者用 500万円まで(利子補給有 融資条件有 新築、増改築は除く 供用開始後3年以内)
	② 貸付制度	●	●		●	・一般は100万円まで、事業者は500万円まで無利子(新築、増改築は除く。事業者は下水道接続のみ対象)
	③ 特別補助金制度	●				・合併浄化槽設置済者の接続への助成 供用開始後3年以内:20万円まで ・合併浄化槽設置済者以外の接続への助成 供用開始後3年以内:3万円まで (いずれも新築、増改築は除く)
羽咋市	① 融資斡旋制度(利子補給含む)	●			●	合併浄化槽設置助成制度 ・対象地区の専用住宅で単独浄化槽又は汲取りから合併浄化槽に切り替える場合(新築は除く) 5人槽 限度額352千円 7人槽 限度額441千円 10人槽 限度額588千円 単独浄化槽の撤去費用補助 限度額90千円(新築は除く)
		●			●	・工事費100万円まで融資斡旋し、利子6%まで全額補給
かほく市	③ 奨励金制度	●				・自己資金の人を対象に6万円まで助成
		●			●	・生活保護世帯に50万円まで助成
	④ 特別補助金制度	●				・工事費60万円まで融資斡旋し、利子全額補給
かほく市	③ 奨励金制度	●				・自己資金の人を対象に4万円以内を助成 ・合併浄化槽設置済者の接続への上乗せ助成(H14年度より) ①供用開始後1年以内:20万円 ②供用開始後2年以内:15万円 ③供用開始後3年以内:10万円
		●				・工事費用60万円を限度とし、2/3を助成(生活保護世帯)
	④ 特別補助金制度	●				・工事費用60万円を限度とし、2/3を助成(非課税世帯)

市町名	制度分類	適用区分				助成制度内容
		下水道	集排	ゴミプラ	浄化槽	
白山市	②貸付制度	●	●	●		・80万円まで無利子(工事費の範囲内)、最大60回(5年間)元金均等月賦償還
	③奨励金制度				●	合併処理浄化槽設置整備事業補助 ・対象区域内で専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者等 (併用住宅の場合は住居面積が1/2以上であること) ・浄化槽の規模や種類で限度額あり ・既設単独処理浄化槽の撤去費も補助対象とする(限度額9万円)
					●	合併処理浄化槽補修事業補助 ・対象区域内の専用住宅で合併処理浄化槽のプロウを取替える者(限度額2万5千円)
	④特別補助金制度	●	●	●		・生活扶助世帯に25万5千円まで助成(工事費の範囲内)
能美市	①融資斡旋制度 (利子補給含む)	●	●			・工事費100万円まで融資斡旋し、利子全額補給(償還50箇月以内)
	④特別補助金制度	●	●			・生活保護世帯に50万円まで助成
		●	●			・一人親世帯(住民税が非課税)に20万円まで助成
野々市市	①融資斡旋制度 (利子補給含む)	●				・工事費50万円まで融資斡旋し、利子全額補給
川北町	—					
津幡町	①融資斡旋制度 (利子補給含む)	●	●			・工事費50万円まで融資斡旋し、利子全額補給
	③奨励金制度	●	●			・自己資金の人を対象に3万円まで助成
		●	●			・合併浄化槽設置済者の接続への上乗せ助成(H14年度より) ①供用開始後1年以内:20万円 ②供用開始後2年以内:15万円 ③供用開始後3年以内:10万円
	④特別補助金制度	●	●			・非課税世帯に10万円までを助成
●		●			・生活保護世帯に50万円までを助成	
内灘町	—					
志賀町	①融資斡旋制度 (利子補給含む)	●	●	●		・工事費100万円まで融資斡旋し、利子全額補給(償還36ヶ月以内)
	④特別補助金制度	●	●	●		・非課税世帯に10万円まで助成
		●	●	●		・生活保護世帯に60万円まで助成
宝達志水町	①融資斡旋制度 (利子補給含む)	●				・工事費150万円まで融資斡旋し、利子全額補給(償還5年以内)
	●					・10万円以上150万円まで(1世帯につき、単位1万円)
中能登町	③奨励金制度	●				・供用開始公示後2年以内に改造工事を行い下水道に加入した者 ①供用開始後1年以内:6万円 ②供用開始後2年以内:4.5万円
		●				
中能登町	①融資斡旋制度 (利子補給含む)	●				・工事費100万円まで融資斡旋し、利子全額補給(償還60ヶ月)
	③奨励金制度	●	●			・工事費80万円まで融資斡旋し、利子全額補給
		●	●			・自己資金の人を対象に30万円まで助成
	④特別補助金制度	●	●			・生活保護世帯に50万円まで助成
●		●			・非課税世帯に10万円まで助成	
能登町	①融資斡旋制度 (利子補給含む)	●	●		●	・工事費100万円まで融資斡旋し、利子5%まで全額補給
	③奨励金制度	●	●		●	・自己資金の人を対象に3万円まで助成
		●	●		●	・生活保護世帯に50万円まで助成
	④特別補助金制度	●	●		●	・非課税世帯に10万円まで助成

※各制度については別途、対象となる条件を定めている場合あり